



## JGAP 技術レター 2014 年 7 月号

### JGAP 技術レターについて

目的：

JGAP 指導員および JGAP 審査員の皆さんが、JGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

発行：

年 4 回程度発行予定です。適した話題がない場合は、発行しないこともあります。

内容：

日本 GAP 協会に寄せられた JGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解をお伝えするものです。また、基準書の改訂内容や改訂の進捗などについても説明する予定です。

前回に引き続き、日本 GAP 協会にお寄せいただいた質問を Q&A 形式でお伝えします。

**Q1：農薬散布用のマスクについて、JGAP の基準書には「防護マスク」と書いてありますが、これは防毒マスクを着用しないといけないということなのでしょうか。**

A1：必ず防毒マスクを使わないといけないわけではありません。適合基準では「作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な保護衣及び保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）を着用している。」となっています。重要なのは農薬のラベルで求められている装備を着用するという事です。防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴はあくまでも例示であり、ラベルに載っていないものを着用する必要は必ずしもありません。逆にラベルで防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴以外を要求している場合はその装備を着用する必要があります。

農薬散布に適した市販のマスクには、①農薬用マスク（粉剤・液剤用）、②防護マスク（粉剤・液剤用）、③防護マスク（土壌くん蒸用）の 3 種類があります。①の農薬用マスクはいわゆる使い捨て式の防じんマスク、②の防護マスクはフィルターが交換できる取り替え式防じんマスク、③の防護マスクは有機ガス用の吸収缶を使用した防毒マスクとなります。

農薬のラベルを確認し、ラベルの指示通りのマスクを選んでください。また、花粉症用のマスク等では適切に農薬を捕集しない可能性がありますので、国家検定合格品を選んでください。

**Q2：初回審査を 5 月に受ける予定で、収穫がまだ始まっておらず「農薬のもっとも残留の可能性の**

----- 特定非営利活動法人（NPO 法人） 日本 GAP 協会 -----  
〒101-0041 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階  
TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

高いと思われる時期」が8月の場合、残留農薬検査をやっていなくても残留農薬検査計画を用意していれば適合になりますか。また、初回審査を受けるときに収穫が始まっていたとしても残留農薬検査計画で検査の実施時期を8月と決めていたら残留農薬検査をやっていなくても適合になりますか。

A2: 初回審査の場合、JGAPにとり組み始めてからその作の収穫時期をまだ迎えていないということがあり得るため、その場合は残留農薬検査を受けることができないことが起こり得ます。この場合は残留農薬検査の計画を用意していればよいということになり、青果物2010でいえば管理点6.6.2に加え、管理点6.6.3「残留農薬検査を実施している」も適合となります。

初回審査時に収穫が始まっていたとしても「農薬のもっとも残留の可能性の高いと思われる時期」が8月だと判断し、検査の実施時期を8月と計画しているのであれば、審査の時点で検査を行ってなくても適合となります。但し、その残留農薬検査が本当に8月でないといけないのか妥当性が審査されます。

実際に残留農薬検査を行ってみた結果がどうだったかは維持審査で確認されることとなります。

**Q3: 青果物2010 管理点4.4.2の適合基準「③種苗に農薬を使用した場合、管理点6.3.4に従って記録している。」**について、これは自家採種の種取り用の作物の栽培についても農薬使用記録が必要なのか。

A3: JGAPで求められているのは「JGAP認証農場で生産された農産物」の栽培記録（農薬使用記録）です。つまりここでいう種への農薬使用とは種子消毒のことを指します。種取り用の作物は「JGAP認証農場で生産された農産物」に該当しません。従って種取り用の作物の栽培記録（農薬使用記録）は必須ではありません。但し、よりよい農場管理という視点からは種取り用の作物の栽培記録（農薬使用記録）をつけておく方が望ましいといえます。また、管理点4.4.2の適合基準「②自ら採取している場合、種苗の出所を記録している。」に従う必要がありますので、どの圃場でとれた自家採種の種を使っているのか分かるようにしておく必要があります。たとえば播種記録に自家採種した圃場名（圃場番号）を記録する、といった方法が考えられます。

**Q4: 青果物2010 管理点5.1.3の適合基準「土壌診断においてCEC・C/N比（炭素率）・微量元素を測定している」**について、これは微量元素の数値を出さないといけないのか。

A4: 微量元素にはホウ素や鉄、マンガンなどがあり、細胞壁の形成や光合成に関係するなど植物の生長に寄与しています。ちょっとしたことで欠乏あるいは過剰を招いてしまう可能性があるため土壌中の微量元素の把握と適切な施用が求められます。

技術レター2014年1月号 Q9において青果物2010 管理点5.1.2について、「土壌診断結果にこれら（窒素・リン酸・カリ・石灰・苦土・pH・EC）の分析値が数値で表示されていなくてもかまいませんが、分析結果と施肥設計の関連づけが分かるようになっていなければならない必要があります。」と回答しています。微量元素も同様に分析値が数値で表示されていなくてもかまいませんが、分析結果と施肥設計の

関連づけが分かるようになっている必要があります。ただし、環境計量士の資格者がいないなど対応できる検査機関が周囲に存在しない場合、土壌や作物の状態から微量元素の欠乏・過剰の把握と対処ができていれば適合とします。同様に C/N 比の測定についても困難なため、堆肥等の施用の状況（窒素飢餓を起こさない等）から C/N 比に関して土壌に問題がないことを確認できれば C/N 比の測定を行わなくてもかまいません。

参考として、日本 GAP 協会の会員企業の中で微量元素を含む土壌分析を受託している環境計量証明事業所の分析機関を紹介します。

- ・ 日本環境科学株式会社 電話：023-644-6900
- ・ 株式会社日立パワーソリューションズ 電話：0120-283150



JGAP